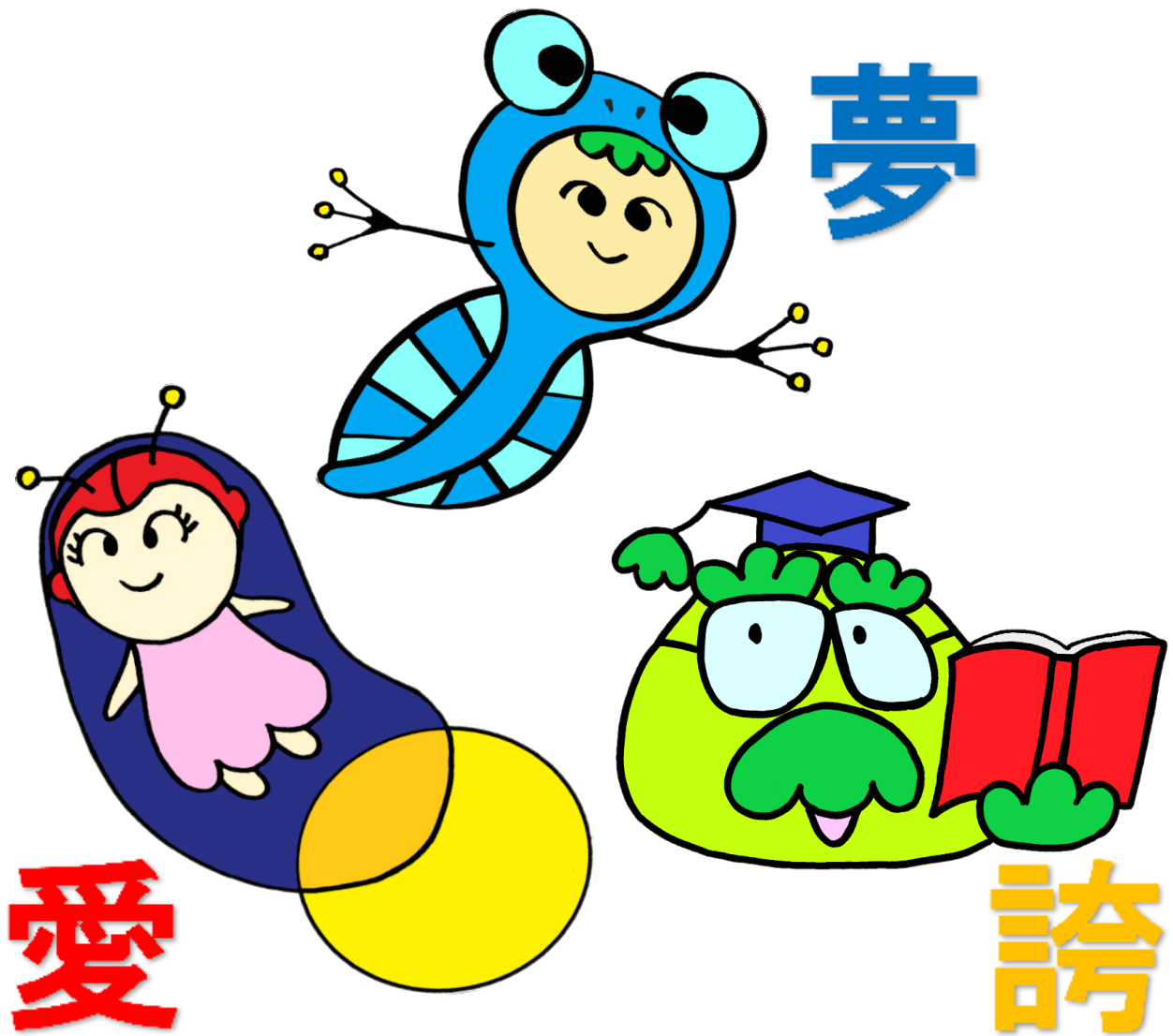


平成31年度

本郷小中学校いじめ防止基本方針



岩国市立本郷小中学校

目次

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴
 - (3) 重大事態
- 2 いじめの対応に関する基本的考え方
 - (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
 - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 「いじめ対策組織」の設置
 - (3) 豊かな心を育む教育の推進
 - (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) すべての学校教育活動を通じた取組
 - (3) 「いじめ対策組織」の取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
 - (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
 - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - (4) 教育相談のあり方
 - (5) 保護者との連携
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の判断について
 - (2) 重大事態への対応について

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本郷小中学校においては、これまでも「いじめは絶対に許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、生徒指導の徹底、及び、毎週のふり返しアンケートの実施・教育相談の充実・情報の共有と行動の連携等、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行、国および県のいじめ防止基本方針が改定（平成29年）されたことを受けて、本校は、あらためて、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「本郷小中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

本方針は「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している場合もある。
 - ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断し、丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童生徒（被害者）から見れば、いじめている児童生徒（加害者）の周りではやしたてる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間 30 日※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※4（1）第2項参照
- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応・報告を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。よって、
安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは、「絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめ予防のための取組】

- ・ 早期発見【把握しにくいいじめの積極的な認知】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの迅速で誠実な対応】
- ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であるので、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知した場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

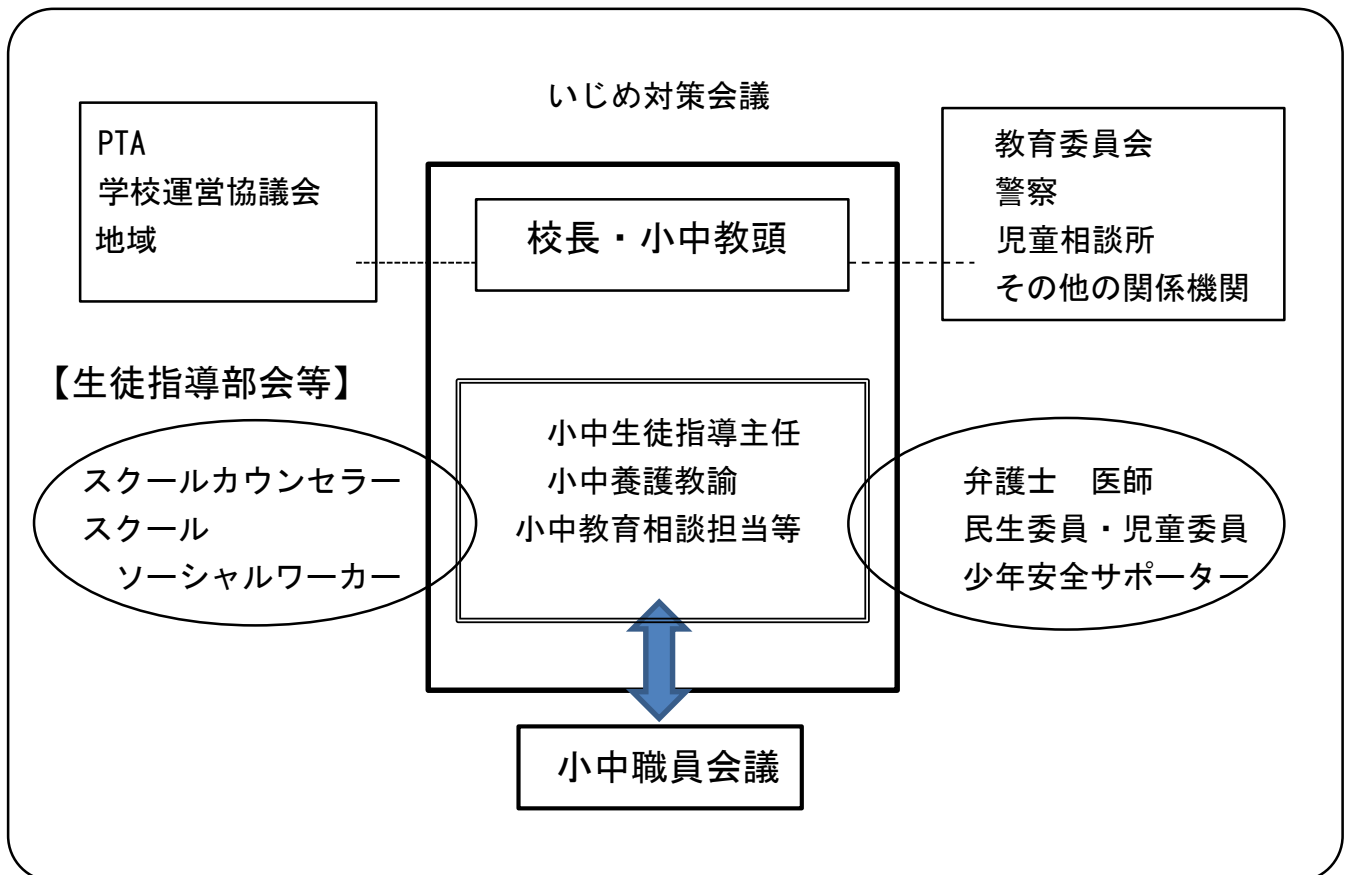
(1) 「本郷小中学校いじめ防止基本方針」の策定

- 本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）」を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図ることとする。

(2) 「いじめ対策組織」の設置

- 学校において、法が定める「いじめ対策組織(対策会議)」を置き、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。

校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策会議）の位置づけ



(3) 豊かな心を育む教育の推進

○ 道徳教育の取組

豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長過程に即した重点的かつ具体的な取組を実施する。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月に「いじめ防止根絶・強調月間」として、いじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙解消を図る。

○ 専門家や関係機関との連携の推進

スクールカウンセラー（以下、SCという）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、定期的に小中学生指導委員会を開催するなど、小中の情報共有や支援体制の構築・小中連携促進に一層努めることとする。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、全ての児童・生徒に対して開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談、教員の人権感覚向上等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないことはもちろん、教職員の言動が他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

イ 生徒指導部会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、開発的な生徒指導の取組や、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年・各校種と情報共有を図りながら、定期的に開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。本校においては、全ての教職員で実施する。

エ 児童生徒の行動観察および心の理解

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、クラブ（部）活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係を築く。
- ・ ノートや生活アンケート、健康調査等を通して、児童生徒理解に努める。

オ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。
- ・ 留学センターでの舎監業務や行事への参加を通して児童生徒理解を深める。

(2) すべての学校教育活動を通した取組

- 児童生徒の自治的な児童生徒会、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを安心して発言し合える支持的風土を醸成する。

- 様々な体験活動を通して、児童生徒が魅力や誇りを感じる楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童生徒と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・ 教員は授業の中で児童生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
- ・ 認め合ったり支え合ったりなど、関わりをもたせることで、あたたかい授業の雰囲気づくりに努める。

イ 道徳

- ・ 道徳の授業を通して、児童・生徒をいじめに向かわせないために、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組むとともに、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成するよう支援する。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人

権感覚を磨いたりする場とする。また、教材を選ぶ際には、学校や学級の実際に即して注意深く行う必要がある。

- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童生徒会活動及びクラブ（部）活動において、一層主体的に取り組めるような場の設定をする。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自己有用感を育てるとともに、自分とは違った他者の価値を認める集団規範の醸成に努める。
- ・ 行事や体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整能力等を育む。
- ・ 情報モラル教室等を行い、インターネットや SNS 上のいじめは刑法上、民事上の罪となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。

(3) 「いじめ対策組織」による組織的取組

- 「いじめ対策組織（いじめ対策会議）」を活用し、いじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを進めるとともに、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目によって状況の見立てをするよう努める。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織・取組となるよう位置づける。
- 拡大いじめ対策委員会を学校運営協議会内に設置し、年4回、学校の現状や取組について報告する。メンバーは学校運営協議会員が兼ねる。（地域住民の参画）

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。
- そのためには、学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報や申し立てに対し、これを軽視して調査をしないまいじめの重大事態ではない、と断言することはできず、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことが必要である。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に情報を提供することが大切である。
- ・ PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめの積極的な認知】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多いので、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ 学級担任だけでなく、教科担当（専科）教員・小中連携（乗り入れ）授業担当教員との連携を密にし、生徒指導主任、教育相談担当教員はもとより、養護教諭、ＳＣ等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、教育相談、短い間隔で実施する生活アンケート等により、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図るとともに、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知するよう努める。
 - ・ 教育相談担当教諭、養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加え、校務分掌上適切に位置付け、ＳＣ等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・ 校内いじめ対応組織の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 児童生徒との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ １日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、短い間隔での生活アンケートや「Fit」等客観テスト等を活用した定期的な個別の教育相談を実施し、内面の変化をとらえる。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 学校行事や参観日、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ いじめ対策の取組みについて学校評価の評価項目に位置づけ、PDCA サイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。
 - ・ 地域にある広場や児童生徒がよく立ち寄る場所については、地域の団体と連携して環境整備や組織的な巡回指導等を行う。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。

- ・ 地域行事や各種の催事などに児童生徒の積極的な参加を促し、日頃から地域の方々とのつながりを強める。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの迅速・誠実な対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 他の業務に優先していじめに関する情報を集め、迅速・的確かつ組織的な対応を全校体制で実施する。
- いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、必要に応じて外部専門家の活用も想定し、早期解決に資する取組をより効果的に実施する。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し立て等があった）場合、行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている児童生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている児童生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ ＰＴＡ等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童生徒への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童生徒への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 教育的配慮の下、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を

厳守するなどの誠実な対応をする。

○ いじめの解消について

- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る具体的な行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たしている必要がある。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
- ・ 関係児童生徒の事後の様子を相当の期間注視し、寄り添った対応を行う。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、情報の拡散・被害の拡大を最小限に抑える必要がある。

(4) 教育相談の在り方

- いじめられている児童生徒の心のケア、いじめている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実を図っていく。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携を充実していく。
- いじめている児童生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめの動機やその原因となった心理的な問題にも配慮しながら実施していく。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては地域からの積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認・指導・対応の後には、情報提供者に必要な事項を報告する。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
- ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携し、必要に応じて協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 <p>などのケースが想定される。</p> |
|---|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあつたときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長および県教委へ報告する。
- いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童生徒への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応をする。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。
- 適切に関係機関との連携を図る。

連 絡 先	岩国市立本郷小学校	岩国市立本郷中学校
電話番号	0827-75-2003	0827-75-2014
教育相談	担当 中西	担当 中西
生徒指導	担当 廣石	担当 新庄